入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年4月4日
支出負担行為担当官
総務省統計局長　福井　武弘
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　72
⑵　購入等件名及び数量　平成23年（2011年）産業連関構造調査「①企業の管理活動等に関する実態調査、②商品・サービス等の販売先に関する実態調査」の実施業務委託　一式
⑶　調達件名の特質等　仕様書のとおり
⑷　納入期限　平成25年３月29日
⑸　納入場所　仕様書のとおり
⑹　入札方法　総合評価落札方式を行うので、入札金額を記載した入札書及び企画書を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）関東・甲信越地域の「役務の提供等」の調査・研究においてＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされた者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑸　暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
3　入札者に求められる義務等
入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を平成24年５月24日午後５時までに、４⑴に示す場所に提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
4　入札書等の提出場所等
⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒162―8668 東京都新宿区若松町19―１総務省第二庁舎　総務省統計局総務課支出負担行為係　高村　和宏　電話03―5273―1122
ＦＡＸ03―5273―1180
E-Mail g-futankoui@soumu.go.jp
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から４⑴の場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成24年４月13日午後４時　総務省第二庁舎１階105号室
入札説明会に参加しようとする者は、平成24年４月12日までに４⑴へ入札説明会参加の旨をメール又はＦＡＸで連絡すること。
⑷　入札書等の受領期限　平成24年５月24日午後５時迄
⑸　開札の日時及び場所　平成24年６月12日午後２時00分　総務省第二庁舎１階105号室
5　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　契約書の作成の要否　要
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、各種提出書類に虚偽又は不正の記載をした者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の入札金額を提示し、なおかつ、入札公告（これに係る入札説明書等を含む。）で示す要件を満たしている提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法により、落札者を決定する。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takehiro FUKUI, Director General, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications.
⑵　Classification of the services to be procured : 72
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Survey on Input-Output Structure in 2011 (①Survey on Management Activities of Enterprises, ②Survey on Sales by Categories of Customer) 1 set.
⑷　Delivery period : 29 March 2013.
⑸　Delivery places : As the specification
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③satisfy the Grade A or Grade B or Grade C qualification that is research on “offer of services etc” in the Kanto・Koushinetsu district. These qualifications are specified in tender by Ministry of Internal Affairs and Communications (single qualification for every ministry and agency), in the fiscal years 2010, 2011 and 2012. ④have the qualification according to the Article 73 of the Cabinet Order.
⑺　Time limit for tender : 5 : 00 P.M. 24 May 2012.
⑻　Contact point for the notice : Kazuhiro TAKAMURA, Contract Unit, General Affairs Division, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications, 19―1 Wakamatsu-cho Shinjuku-ku, Tokyo 162―8668 Japan TEL 03―5273―1122.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年４月４日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長　小野瀬　厚
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第166号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　借入等件名及び数量　外国人登録原票ファイリングシステムに係る登録原票管理装置等一式
⑶　調達件名の特質等　借入物品の性能等に関し、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する特質等を有すること。
⑷　借入期間　仕様書による。
⑸　借入場所　法務省大臣官房会計課長が指定する場所
⑹　入札方法　上記⑵の物品について、入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」においてＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされた者であること。
⑷　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑸　この公告の示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。